

～新たな取り組みや経営発展のために機械や施設の導入を検討されている皆様へ～

平成 31 年度「経営体育成支援事業」及び平成 30 年度補正 「担い手確保・経営強化支援事業」の要望調査について

「経営体育成支援事業」及び「担い手確保・経営強化支援事業」は、融資を活用して農業用機械や施設を導入する経費を助成する国の事業です。

両事業は、今後も継続して実施する見込みであるため、今年度も要望調査を行います。

下記のとおり、内容をご確認のうえ応募いただきますようお願い申し上げます。

なお、予算確保の関係上、期限を過ぎた場合、申込は受け付けられませんのでご了承ください。
また、両事業は、国予算が確保できない場合は、事業自体がやむを得ず中止となる場合がございます。

【 申込方法 】 「応募用紙」「チェック表」をご記入のうえ、両面を FAX にて送信ください。

【 締 切 】 平成 30 年 9 月 6 日（木） 17：00 必着 ※期限厳守

【申込後の流れ】 年内に個別ヒアリングを行い、申請内容や成果目標等を確認する予定です。

【 要 件 】 以下の①～③の全てに該当する方（④は該当される方のみ）

- ① 浜松市の「人・農地プラン」に位置づけられた認定農業者又は認定新規就農者もしくは農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者であること。
- ② 応募用紙に記載されている配分基準点の自己チェックが合計 11 点以上となっていること。
※平成 30 年度の経営体育成支援事業における採択ボーダーラインが 11.0 点であったため。
- ③ 導入予定の機械や施設を活かして新規取組等の成果目標を立て、3 年以内に達成できること。
※未達成の場合には補助金返還になる場合がございますのでご留意ください。
- ④ 過去に両事業のいずれかを採択されたことがある方の場合、未達成となっている目標がないこと。

【 申込条件 】 以下の①～⑤の全てを了承いただける方

- ① 国からの通知を受け、事業中止や要件等内容が変更となる場合があります。
- ② 両事業は、全国の中でポイントの高い市町村から採択となる事業です。
市町村のポイントは、申請内容を構成する経営体の配分基準ポイントの平均値から算出され、経営体の配分基準ポイントは、各経営体の過去 3 年間の取組内容に基づいて算出されます。
- ③ 浜松市が事業採択した後に、機械・施設が発注可能となりますが、現時点での採択時期は未定です。
(平成 27 年度の「経営体育成支援事業」では平成 27 年 7 月、平成 29 年度補正事業の「担い手確保・経営強化支援事業」の場合は平成 30 年 4 月に発注可能となりました。)
- ④ 過去に両事業を採択された方の場合、過去に選択した成果目標と重複することはできません。
- ⑤ 導入した機械・施設について、耐用年数が切れるまで利用日誌を作成し、市へ毎年提出が必要です。
- ⑥ 「新たな農業経営指標」(農水省の HP よりダウンロードが必要)を活用し、市へ毎年提出が必要です。

事業名	経営体育成支援事業	担い手確保・経営強化支援事業
事業概要	新規の取り組みや規模拡大など、経営改善・発展の目標を立て、その実現のために融資を活用して機械・施設等を導入する経費を助成します。 ※自己資金のみで導入される場合は対象外となります。	
補助対象	それぞれの価格が <u>50万円（税込）以上の機械・施設等</u> で、耐用年数が5年～20年のもの ※ <u>農業用であること。</u> <u>トラック、倉庫等、広く他の用途に使えるものは対象外です。</u> ※ <u>老朽化や故障等に伴う買い替え（単純更新）は対象外です。</u>	
補助率	取得価格の3/10以内又は融資額のいずれか低い額	取得価格の5/10以内又は融資額のいずれか低い額
補助上限	300万円	個人 1,500万円 法人 3,000万円
達成目標 (事業実施年度後3年度内の取組内容)	<p><u>必須目標を含め、全体で2つ以上の達成目標を選択すること。</u> (新規就農者は必須目標だけでも可)</p> <p>【必須目標】</p> <p>① 付加価値額(収入総額－費用総額＋人件費)の拡大</p> <p>【選択目標】</p> <p>② 経営面積の拡大 ③ 農産物の価値向上 ④ 単位面積当たり収量の増加 ⑤ 経営コストの縮減 ⑥ 農業経営の複合化 ⑦ 農業経営の法人化</p>	<p><u>必須目標から1つ以上、全体で2つ以上の達成目標を選択すること。</u> (新規就農者は必須目標から1つ以上の選択だけでも可)</p> <p>【必須目標】</p> <p>① 付加価値額(収入総額－費用総額＋人件費)の10%以上の拡大 ② 売上高10%以上の拡大 ③ 経営コストの10%以上の縮減</p> <p>【選択目標】</p> <p>④ 経営面積の拡大 ⑤ 農業の6次産業化 ⑥ 農産物の高付加価値化 ⑦ 経営の効率化 ⑧ 耕作放棄地の解消(30a以上) ⑨ 農業経営の複合化 ⑩ 農業経営の法人化 ⑪ 雇用</p>

※ 経営体育成支援事業は平成31年度、担い手確保・経営強化支援事業は平成30年度補正事業における内容を記載しています。補助事業を選択する際に参考にしてください。

※ 事業内容は変更される可能性がありますのでご承知おきください。

《問い合わせ及び提出先》

〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2 浜松市農業振興課 担い手支援グループ
電話：053-457-2331 FAX050-3737-9278

2 農業者年金のおしらせ

農業者年金に少しでもご興味ございましたら、パンフレットなどをお送りします！
お宅へ説明にお伺いすることもできます！お気軽にお問い合わせください。

- メリット●
- ① **節税に大変有利！**
⇒保険料が全額、所得税・市県民税の社会保険料控除の対象になります。
（例）年間24万円保険料を支払って、税率が15%だと、3万6千円節税
 - ② **手数料が引かれない**
⇒年金の運用や管理費用は、国が負担するため、手数料が引かれません。
 - ③ **保険料の補助制度がある**
⇒40歳未満の認定農業者、後継者の方などに、補助制度があります。
 - ④ **農業者のための年金**
⇒国民年金第1号被保険者で、60歳未満の農業者なら、誰でも加入できます。
⇒ただし、国民年金基金、みどり国民年金基金とは、重複加入できません。

《問い合わせ先》

浜松市 農業委員会事務局 電話：053-457-2481

3 野焼きについて

『野焼き』は、屋外で行う焼却行為のことを指し、法律では原則禁止の行為です。

ただし、周辺の生活環境に悪臭等の影響を及ぼさない農業、林業、漁業を営むためにやむを得ない焼却行為は、禁止行為から除外されています。

これらの場合であっても、周辺の生活環境に迷惑とならないよう配慮(※)することが大切です。

※配慮とは次のような行為です・・・。

- ・農業用の灰作りは、必要最小限にする。焼却時は、火元を離れない。
- ・風の強い日や風が民家へ向いている日は避ける。洗濯物を干している時間帯は避ける。
- ・近所へひと声かける。 など

《問い合わせ先》

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1番10号

環境部 環境保全課 大気・騒音対策グループ

TEL 053-453-6170

4 秋の農作業安全確認運動の実施 9/1～10/31 『安全は知識と意識とこころがけ。』

9月1日から10月31日までの2か月間、県内全域で秋の農作業安全確認運動が行われます。平成28年の農作業中の死亡事故は全国で312件と、依然として高水準にあり、特に65歳以上の高齢者が81%を占めております。

秋は、農作物の収穫期を迎え、農業機械を使用する作業が多くなります。農作業事故の多くが単純なミスによるもので、十分注意することで事故を未然に防ぐことができます。基本的な注意事項を確認し、事故の発生原因を一つ一つ取り除き、『農作業事故ゼロ』を目指しましょう。

また、鳥獣被害対策として電気柵を設置している場合は、下記の4項目について、もう一度確認をお願いします。

- ① 見えやすい場所への危険表示
- ② 電気柵用の電源装置の使用
- ③ 30V以上の電源を使用する場合等における漏電遮断器の設置
- ④ 容易に開閉できる場所への専用スイッチの設置

【農作業事故防止のチェック・ポイント】

1 農業機械の管理・使用は、適切に行いましょう

毎日の作業前には、必ず日常点検を実施しましょう。

また、定期的に、整備工場での整備を受けましょう。

2 適度な休息を取りましょう

長時間労働は、注意力を低下させ、事故を発生させる要因となります。適度な休息や水分補給をするなど、心身ともに健康な状態で作業を行いましょう。

3 小型の機械でも油断大敵

歩行用トラクターなど、小型の機械でも使い方を誤れば死亡事故につながります。小型の機械でも、十分注意した操作を心がけましょう。

4 農業機械以外にも要注意

農作業中の死亡事故は、機械によるもの以外にも、熱中症や転倒、焼却作業中の火傷など、多岐に渡ります。すべての農作業に危険が伴うと認識しましょう。